

5-3 交付金の見直しに対する意見（自由記述）〔47〕

314人から寄せられた回答を、内容別に分類した。主な意見は以下のとおりである。

*（ ）内は支部

（1）国民生活センター主催の研修

- 経験者向け研修の予算が取れなかった。交通費が高額なため自腹で受講すべきか迷っている（東北）。
- 国民生活センターへの研修には、交付金対象の講座参加が基本となり、学べる分野が狭まった（関東）。
- 人件費が全て交付金だったため、研修の減少を説明された（関東）。
- 国民生活センターの研修は教育分野を重点に選ばなければならなくなり、専門事例講座に行きにくくなった（関東）。
- 昨年度、国セン研修は年2回参加できたが、今年度は1回に減った（中部）。
- 国民生活センターへの研修は今年度までと言われている（関西）。

（2）地方公共団体主催の研修

- 平成30年度は、相談員1名、月帰り研修分の予算しか付かず、ほとんどの相談員が研修に参加できない（北海道）。
- センター独自の研修、司法書士によるアドバイザー制度がなくなった（関東）。
- 交付金の減額分は市より予算を付けてもらい、弁護士による勉強会などが継続して行われるようになった（関東）。
- 交付金の減額により県主催の研修講座がかなり減少している（北陸）。
- Dラーニングも活用したいと思うが、法律や制度が変わり、新たな仕組みが出てくる中で相談員としてのレベルを保つのが大変になる（関西）。

（3）消費者教育・啓発

- 啓発物作成も困難。今年度から0（ゼロ）とのことだった（関東）。
- 啓発用のパンフレット等の作成は今年度で終了となる（関西）。
- 交付金が削減されたため、専門家による小中学生対象の大変評判の良い講座の対象学校が大幅に削減された（関西）。

（4）相談体制

- 消費者行政に対する町長の意識が高く、交付金等についても充実している。現状が続くよう願っている（北海道）。
- 困難事案を相談していたスーパーバイザー2人が交付金減により退職。相談経験年数は相談の質に直結するのに残念（東北）。
- 相談員が2人削減され、基本的に1人体制（1日のみ2人）となった（関東）。
- 1日に出勤する相談員数が減少することになり、相談員の総数を減らさないと、常勤者の毎日勤務が確保できなくなる可能性があると言われている（関西）。
- 昨年念願だった相談員の増員が実現したが、交付金見直しにより人件費の確保が厳しくなった。今後の見通しが立たないため、減員にならないよう実績を求められているが、センターの業務内容が理解されていないため数字での実績を出すと言われて困っている（九州）。

（5）勤務条件

- 時間外手当が無くなった（中部）。
- 昨年、交付金で相談員報酬を増額しており、今後を心配している（関西）。

（6）資料等の購入

- 書籍購入費も認められず「くらしの豆知識」すら購入できないため、必然的に自費で購入することになる（東北）。
- 相談に必要な「消費者六法」を含めた書籍が購入できなくなった。懇願して1冊だけ購入してもらった（中部）。

（7）変化はない

- これまでも交付金等をあまり活用していなかったようなので変化はあまり感じない（関東）。
- 職員の努力で広域連携が実現し、交付金が確保できたようで、大きな変化はないが、それに伴って、相談員は連携先へ出張相談に行くなど、負担は増えた。専属職員が配置できるような予算がほしい（九州）。

（8）分からない

- 交付金の用途については相談員には一切知らされていないので分からない（関東）。

2019年5月14日 衆議院消費者問題に関する特別委員会

立憲民主党・無所属フォーラム 尾辻 かな子

出典：公益社団法人全国消費生活相談員協会 2018年10月 資料